

要請番号（JL51521A10）

募集終了



国名	職種コード 職種	年齢制限	活動形態	区分	派遣期間	派遣隊次
ケニア	G101 青少年活動		個別	交替 2代目	2年	・ 2022/2 ・ 2022/3

【配属機関概要】

1) 受入省庁名（日本語）

内務・政府調整省

2) 配属機関名（日本語）

ナクル保護観察事務所

3) 任地（ナクル郡ナクル） JICA事務所の所在地（ナイロビ）

任地からJICA事務所までの交通手段、所要時間（車 で 約 3.0 時間）

4) 配属機関の規模・事業内容

配属先は、罪や非行を犯し裁判所の決定により保護観察処分となった人、刑務所や少年院から仮釈放となった人、保護観察付きの執行猶予となった人等に対し、保護観察を行う機関である。入所者が釈放後に適切な環境の中で生活できるように、本人と家族との融和を図り、スムーズに社会復帰を果たせるよう学校や就職先の確保を行う生活環境調整や、犯罪・非行を予防する啓発活動などを行っている。宿舍提供などの更生保護に必要な措置を行っている。

【要請概要】

1) 要請理由・背景

保護観察官の主な業務は、入所者が罪や非行を犯した理由や現在の心境、家庭背景や職歴などを聞き取り、裁判所が判決を下す際に参考とする各種報告書を作成するほか、保護観察中の人に対して定期的なモニタリングを行い、社会復帰や更生を支援している。犯罪や非行の理由の多くは貧困や複雑な家庭環境によるもので、再犯を防止するためには適切なアフターケアを実施することが重要である。しかし、案件数の多さに対し人員が不足しており、社会復帰支援や地域での犯罪予防・啓発活動までは手が回っていない状況である。隊員には保護観察官の業務を支援し、社会復帰支援や地域での犯罪予防・啓発活動の強化を共に行う事が求められている。

2) 予定されている活動内容（以下を踏まえ、隊員の経験をもとに関係者と協議して計画を立て、柔軟に内容を変更しながら活動を進めます）

- 地域住民や学校を対象として、犯罪・非行予防の啓発活動を企画し、実施する。
- 配属先で扱っているデータの管理業務を支援する。また、データを分析して犯罪・非行の傾向を導き、啓発活動に役立てる。
- 保護観察官とともに罪や非行を犯した青少年の聴取を行い、裁判所に提出する報告書作成業務を支援する。
- 青少年の保護観察対象者に対して定期的なモニタリングを行い、学校への復帰や就業を支援する。

3) 隊員が使用する機材の機種名・型式、設備等

執務スペース、事務机、PC(共有)

4) 配属先同僚及び活動対象者

配属先同僚:
保護観察官13名活動対象者:
青少年～成人男女の保護観察対象者、地域住民、近隣学校生

5) 活動使用言語

英語

6) 生活使用言語

スワヒリ語

7) 選考指定言語

英語(レベル:B)

【資格条件等】

[免許]：（ ）

[学歴]：（ ） 備考：

[性別]：（ ） 備考：

[経験]：（ ） 備考：

[参考情報]：

- ・ 困難を抱える青少年との活動経験 2年以上

任地での乗物利用の必要性

不要

【地域概況】

[気候]：（地中海性気候） 気温：（10～25℃位） [電気]：（安定）

[通信]：（インターネット可 電話可） [水道]：（安定）

【特記事項】

予防接種の制限より応募時54歳以上の候補者の応募不可